

開発許可後の提出書類等について

1 開発登録簿用図書 法第46, 47条

開発許可証を受領するときは開発登録簿を調製するため、次の図書を提出してください。
(許可証に添付されているものと同じもの)

- ① 開発区域位置図
- ② 開発区域区域図
- ③ 公 図 の 写
- ④ 土地利用計画図

2 工事の着手の届け出 県細則第9条

開発許可を受けた者は、当該開発行為に係る工事に着手したとき(着手するときではありません)は、直ちに工事着手届(県細則第8号様式)を提出して下さい。

また、提出の際には愛川町、清川村を經由して下さい。(提出部数1部、写真の提出は求めませんが、1の標識の掲示は徹底して下さい。)

3 工事の完了の届け出 法第36条、県細則第10条 (裏面参照)

開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは工区)の全部について当該開発行為に関する工事を完了したときは、工事完了届出書(別記様式第四)に、この文書の裏面(「工事の完了の届け出」作成の手引)に記載の図書を添付したものを提出して下さい。

なお、完了検査の現地検査日程等については担当者と調整して下さい。

4 その他の手続き ※必ずあらかじめ担当者と調整して下さい。

- ◎開発行為の変更許可申請等(法第35条の2) 別紙で手引き有
- ◎建築制限解除承認申請(法第37条、県細則第8条の3) 別紙で手引き有
(建築工事と並行しなければ開発工事が完了しない場合等が該当します。)
- ◎開発行為の廃止届出(法第38条、県細則第12条)
- ◎地位の承継の届出(一般承継、法第44条、県細則第16条)
- ◎ // 承認申請(特定承継、法第45条、県細則第16条の2) 別紙で手引き有
- ◎ほか

上記手続きの様式は「開発許可事務の手引」を参照して下さい。
(厚木土木事務所まちづくり・建築指導課HP(開発許可等にかかる様式集)よりダウンロード可、許可申請書用紙一式も販売しています。)

疑問点等がありましたら、下記の担当者にお問い合わせ下さい。

神奈川県厚木土木事務所 計画建築部 まちづくり・建築指導課
〒243-0016 厚木市田村町2-28 TEL046-223-1711

裏面に続く

「工事の完了の届け出」の作成手引

工事の完了の届け出は(1)工事完了届出書と(2)必要添付図書で構成されます。

(1) 工事完了届出書 別記様式第四 (第二十九条関係)

別記様式第四の記の2(開発区域の名称欄)には、許可時から工事完了届の迄の間に分合筆等があった場合は届出時の分合筆等後のもの(最終のもの)を記入して下さい。(2)の③地番目録・④公図の写しも同様です。)

(2) 必要添付図書 ※各図及び公図の写しには赤色で開発区域を記入して下さい。

① 開発区域位置図

② 開発区域区域図

③ 地 番 目 録

・開発区域内の地名地番のみを列記したもので、“④公図の写し”とは別葉で添付してください。(地目、地積及び所有者等は記載しないでください)

④ 公 図 の 写

・法務局(登記所)発行(3ヶ月以内)のもの、又は公図を転写したもの。(転写したものの場合は、写した場所、日付、写した者を記入して下さい。)

⑤ 工 事 完 了 図

・公共施設の位置及び形状、予定建築物等の用途、開発区域面積、建築敷地面積、地盤高、擁壁がある場合は構造及び地上高、給排水施設等を記入して下さい。(土地利用計画図を利用しての作成が一般的ですが、当該図には給排水施設の表示がない場合もありますので、出来るだけ転記し、転記すると煩雑になる等やむを得ない場合は給排水施設の完了図については別葉でも構いません。)
・設計変更ではない測量誤差(確定測量等による僅少な差異等)については最終面積で記入して下さい。(表示については担当者の指示に従って下さい。)
・開発区域を工区分けしている場合は、原則、当該完了工区の工事完了図のほかに、開発区域全体を表示した図面に各工区の範囲及び工事の未了・完了等が明示された図面を提出して下さい。

⑥ 求 積 図

・開発区域の延長、公共施設の位置及び形状を明記するために必要な求積図を作成してください。
・なお、求積図は確定測量の結果に基づき作成し、各区画、公共施設ごとに面積を算出して記載してください。

⑦ 開発工事の着手前・完了後の全景写真

・A4サイズ(通常、拡大したカラーコピー等)で、出来るだけ1枚に納まるようにして下さい。

⑧ 工事施行状況報告書(工事写真)

・表紙に「工事施行状況報告書」及び「開発工事に関する工事写真撮影チェックリスト」を添付し、チェックリストに準じて、開発工事の着手前・完了後全景と開発工事の部位の寸法、出来形等(特に埋設等されてしまう部分の寸法、出来形、施工状況等)を撮影したものを提出してください。

上記を踏まえて以下の部数を提出して下さい。

- ・(1)及び(2)の①～⑥の図書を綴じ、町村長を経由したもの :3部(正本1部、副本2部)
- ・(2)の⑦⑧の写真 :正本1部
- ・開発登録簿用として(2)の①～⑥の図書 :1部

許可内容を変更したい場合は、必ず、前もって担当者と変更内容と手続きについての調整をして下さい。また、出来形が許可を受けた内容と異なっている場合も、変更の手続き(変更許可申請又は変更届等)が必要となる場合がありますので、手続きについては事前に担当者の指示を受けて下さい。